

災害救助に関する委託契約（日赤）

委託契約書

委託者（甲） 青森県知事
受託者（乙） 日本赤十字社

右当事者間において、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「法」という。）に基づき救助又はその応援の実施に関し次の契約を締結した。

第1条 甲は、法第32条の規定により、次に掲げる業務の実施を乙に委託し、乙は、これを受託した。

1 医療

1. 診察
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療および施術
4. 病院または診療所への収容
5. 看護

2 助産

1. 分べんの介助
2. 分べん前および分べん後の処置
3. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の供与
- 3 死体の処理（埋葬および死体の一時保存を除く。以下同じ。）

1. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
2. 検案

第2条 乙は、甲の要請に基づき、救護班を編成して前条の業務（以下「委託事業」という。）を行うものとする。

第3条 乙は、委託事業を次に掲げる区分により、当該各号に定める期間内に実施するものとする。

- 1 医療 災害発生の日から14日以内
- 2 助産 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたものであって助産期間は分べんした日から7日以内とする。
- 3 死体の処理 災害発生の日から10日以内

第4条 委託事項の実施に伴う乙の費用弁償については、その費用にあてる目的でなされた寄付金その他の収入を控除した額を甲が補償するものとする。ただし、乙自体の災害救助規程に基づき甲の要請を受けずに活動した場合は、この限りでない。

- 2 前項の寄付金その他の収入には、乙が当該災害の際特に救助またはその応援のために使用することを指定して受けた金品を含み国または地方公共団体の災害設備整備費補助金、日本赤十字社募金および一般義捐金品は含まないものとする。

第5条 前条の乙の支弁費用の額は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

1 人件費

知事において法第24条の従事命令を発した場合の報酬および費用弁償の例による。

2 救護所設置費

救護所設置のために使用した消耗器材の必要最小限度の実費および建物等の借上料または損料の実費

3 救護諸費

1. 医療および助産のために使用した薬剤、治療材料、衛生材料、医療器具破損修理等の実費
2. 死体の処理のために使用した死体の洗浄、縫合、消毒等の処置として一体当たり2,700円以内の実費

4 輸送費及び人夫賃

医療、助産、死体の処理および救護所設置のために必要な輸送費および人夫賃についての当該地域における通常の実費

5 その他の費用

前各号に該当しない場合であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費

6 扶助金

委託事項の実施に従事した救護員（日本赤十字社の有給職員を除く）が、業務上の理由により負傷し、疾病にかかりまたは死亡したとき、その者またはその者の遺族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額

7 事務費

委託事項の実施のための事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料、電報料等の実費

第6条 乙は、委託事項の実施の終了後法第34条の規定により乙が支弁した費用につき、別紙様式の報償請求書に救護班等の派遣状況、活動状況を明らかにした書類を添え甲に補償の請求をするものとする。

第7条 甲は、前条の請求を受けた後30日以内に支弁費用を乙に支払うものとする。

第8条 委託事項の実施について、甲は乙の行う救助業務についてこれを推進援助するものとする。

第9条 本契約の存続期間は、契約締結の日から昭和36年3月31日までとする。ただし、契約期間満了までに一方より解約または改訂の意思表示なき場合は、本契約は更新するものとする。

第10条 昭和23年10月1日青森県知事と日本赤十字社青森県支部長との間に締結した災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社青森県支部に委託する契約は、この契約の締結のひをもって解約したものとする。

第11条 本契約に定めのない事項および疑義を生じた事項については、甲および乙の協議によりこれを定めるものとする。

上契約を証するため、本契約書2通作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持する。

昭和35年9月21日

甲 青森県知事

乙 日本赤十字社青森県支部長

別紙様式

災害救助法第34条の規定による補償請求書

災害救助法第32条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助（応援）にかかる当支部が支弁した費用に対する補償を同法第34条の規定により次のとおり請求します。

平成 年 月 日

日本赤十字社青森県支部長



青森県知事 殿

1 請求金額 円
支弁費用総額 円
寄附金その他の収入額 円

2 救助の種類および期間

救助の種類	期 間	摘 要

3 支弁費用の明細

支弁費用明細書（別紙）のとおり

支 弁 費 用 明 細 書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 人件費				日本赤十字社救護規則第26条の規定による費用弁償費を計上するものであること。
1. 旅費				
2. 役務費				
3. 時間外手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
1. 消耗器材費				
2. 借上料損料				
3 救護諸費				
1. 薬剤				
2. 治療材料				
3. 医療器具破損料				
4. 衛生材料				
5. 死体の処理費				
6. その他				
4 輸送費				
5 人夫賃				
6 何々				
1. 何々				
7 扶助金				
1. 療養扶助金				
2. 休業扶助金				
3. 障害扶助金				
4. 遺族扶助金				
5. 葬祭扶助金				
6. 打切扶助金				
8 事務費				
1. 消耗品費				
2. 電話料				
3. 電報料				
4. その他				
合 計				

(注意)

この費用明細書の各費目ごとの明細は内訳として添付すること。

青森県緊急医薬品等供給対策連絡会運営要綱

(設置)

第1 災害発生により、医薬品等の供給が著しく阻害され、又はその恐れがある場合において、緊急に必要なとされる医薬品等の備蓄及び供給の円滑化を図るため、青森県緊急医薬品等供給対策連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(業務)

第2 連絡会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県が備蓄する緊急医薬品等の品目及び数量の検討に関すること。
- (2) 災害発生時に医薬品を円滑に供給するための対策の検討に関すること。
- (3) その他緊急医薬品等の備蓄及び供給に付帯する業務。

(組織)

第3 連絡会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

- 2 連絡会の会長は健康福祉部長とし、委員は次に掲げる者とする。

青森県医薬品卸組合

東邦薬品株式会社

株式会社メディセオ

株式会社バイタルネット

株式会社小田島

株式会社スズケン

株式会社恒和薬品

一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部

青森県赤十字血液センター

青森県医療機器販売業協会

公益社団法人青森県医師会

一般社団法人青森県歯科医師会

一般社団法人青森県薬剤師会

青森県立中央病院

青森県保健所長会

- 3 会長は会務を総理する。

- 4 会長に事故あるとき、又は不在のときは、会長が健康福祉部職員からあらかじめ指定する者がその職務を代行する。

- 5 会長は、必要に応じて、学識経験者等の検討会への出席を求めることができるものとする。

(会議)

第4 会議は必要に応じて、会長が招集する。

(庶務)

第5 連絡会の庶務は健康福祉部医療薬務課において処理する。

第6 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和51年8月3日から施行する。

(平成10年12月10日一部改正)

この要綱は、平成10年12月10日から施行する。

(平成13年3月26日一部改正)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(平成15年7月1日一部改正)

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

(平成22年8月19日一部改正)

この要綱は、平成22年8月19日から施行する。

(平成25年9月10日一部改正)

この要綱は、平成25年9月10日から施行する。

(平成26年1月22日一部改正)

この要綱は、平成26年1月22日から施行する。

災害時の医療救護に関する協定書

青森県（以下「甲」という。）と公益社団法人青森県医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び青森県地域防災計画並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び青森県国民保護計画に基づき、甲が行う医療救護に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、次の場合必要に応じて乙に対しJMAT青森等の医療救護班（以下「医療救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

（1） 災害救助法が適用された場合

（2） 災害が大規模かつ広域にわたる場合で、市町村における対応が困難であると判断される場合

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場の救護所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

4 甲は、他の都道府県等から応援要請等を受けた場合、乙に対し医療救護班の県外への派遣を要請できるものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 医療救護班の編成

（2） 医療救護班の活動計画

（3） 地区医師会と関係機関との通信連絡計画

（4） 指揮系統

（5） 医薬品等の供給

（6） 訓練計画

3 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を提出するものとする。

(医療救護班の業務)

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 傷病者の医療機関への搬送の可否及び搬送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (4) 救護所等における健康管理
- (5) 医療救護活動の記録
- (6) その他必要な措置

(医療救護班に対する指揮)

第5条 甲が医療救護活動の総合調整を図るために行う医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

2 第2条第4項の規定に基づき派遣された医療救護班は、派遣先の都道府県知事の指揮の下に行動するものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行することとし、甲は医薬品等の供給について必要な協力を行うものとする。

(医療救護班の輸送)

第7条 医療救護班の輸送手段は、乙が確保することとし、甲は医療救護班の輸送について必要な協力を行うものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 乙は、甲が傷病者の搬送先医療機関を確保しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第9条 救護所等における医療費は、無料とする。

2 傷病者の搬送先医療機関における医療費は、患者負担とする。

(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要する費用
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

(市町村及び地区医師会との調整)

第11条 甲は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療救護について、郡市医師会の協力を得て実施できるよう、必要な調整に努めるものとする。

2 乙は、郡市医師会に対し、前項に定める市町村が行う医療救護が円滑に行われるための協力について、必要な調整に努めるものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は、延長され、以降同様とする。

改定履歴

平成 2 年 1 月 1 6 日 締結

平成 9 年 6 月 2 3 日 一部改定

平成 2 8 年 6 月 2 8 日 一部改定

災害時の医療救護に関する協定書実施細則

平成2年1月16日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定書（以下「協定書」という。）第12条に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定書第2条第1項に規定する青森県（以下「甲」という。）の公益社団法人青森県医師会（以下「乙」という。）に対する医療救護班の派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができるものとする。

2 協定書第2条第3項に規定する緊急やむを得ない事情とは、県災害対策本部等が設置されていない段階で医療救護班を派遣する必要がある場合をいう。

（救護所設置の特例）

第2条 甲は、災害現場等に設置される救護所のほか、必要と認めた場合は、傷病者の搬送先医療機関に救護所を設置することができる。

2 甲は、前項の搬送先医療機関に設置する救護所のほか、必要と認めた場合は、搬送先医療機関以外の医療機関にも救護所を設置することができる。

（医療救護活動等の報告）

第3条 乙は、協定書第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各医療救護班ごとに、次の各号に定める書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 医療救護活動報告書（第1号様式）
- (2) 医療救護班員名簿（第2号様式）
- (3) 医薬品等使用報告書（第3号様式）

（事故報告）

第4条 乙は、協定書第2条の規定により派遣した医療救護班が行う医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第5条 乙は、協定書第10条に規定する経費について請求をする場合には、各医療救護班分を取りまとめ、次の各号に定める書類を添付して、甲に請求するものとする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した費用
医療救護班員名簿（第2号様式）
費用弁償請求書（第5号様式）

- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
 医薬品等使用報告書 (第3号様式)
 費用弁償請求書 (第5号様式)
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
 事故報告書 (第4号様式)
 扶助費支給申請書 (第6号様式)

(救護所となった医療機関における施設又は設備の損傷に係る実費弁償の請求)

第6条 第2条の規定に基づき救護所となった医療機関は、施設又は設備の損傷が生じた場合において、当該損傷に係る実費弁償の請求をしようとするときは、物件損傷報告書(第7号様式)を甲に提出するものとする。

(費用弁償等の額)

第7条 協定書第10条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第10条第3号に規定する扶助費については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和38年1月青森県条例第3号)に準ずるものとする。

(費用弁償等の支払)

第8条 甲は、前3条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、速やかにこれを支払うものとする。

(医事紛争の処理)

第9条 乙は、協定書第2条の規定により派遣した医療救護班が行う医療救護活動のうえで患者と医事紛争が生じた場合は、甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、甲乙協議のうえ、適切な措置をとるよう努めるものとする。

改定履歴

平成2年1月16日 制定

平成9年6月23日 一部改定

平成28年6月28日 一部改定

別 表（第7条関係）

区 分	日 当	時間外勤務手当	旅 費
災害救助法施行令第4条第1号及び第2号に規定する者	青森県災害救助法施行細則（昭和30年4月青森県規則第40号。以下この表において「細則」という。）別表第2に定める額		
上記のほか、甲が医療救護班員として認める者	細則別表第1第12号「救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費」の2に定める額		細則別表第2に定める額

第1号様式（第3条関係）

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分～ 月 日 時 分 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

第2号様式（第3条関係）

医療救護班員名簿

班 名	職 種	氏 名	所 属	住 所	従事期間

第3号様式（第3条関係）

医薬品等使用報告書

品 名	規 格	数 量	薬 価 基 準	
			単 価	金 額

第4号様式（第4条関係）

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までににおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故傷病（死亡）者が発生したので報告します。

年 月 日

青森県知事

殿

公益社団法人青森県医師会

会 長

印

別 紙

事 故 傷 病 （ 死 亡 ） 者 概 要

氏 名		性 別	男・女	年 齡	歳
住 所					
職 種		勤務先		班 名	
傷病名			程 度	重症 ・ 中等症 ・ 軽症	
外来・入院（ 月 日）			医療機関名		
受傷（発病）日時	年 月 日		時		
受傷（発病）場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日		時		
死 亡 場 所					
受傷 （ 発 病 ） ・ 死亡時の状況					

第5号様式（第5条関係）

費用弁償請求書

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額として

（費用弁償請求明細書 別紙のとおり）

第6号様式（第5条関係）

扶 助 費 支 給 申 請 書

年 月 日

青森県知事

殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護活動に関する協定書第10条第3号の規定による扶助費を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 又は死亡した者の状況	氏 名		性 別	男・女	出 生 年月日	
	住 所					
	職 種		勤務先		所属医療 救護班名	
	傷病名		受傷発病 年 月 日			
	死亡原因		死 亡 年 月 日			
障害級別		療養開始 年 月 日		治 癒 年月日		
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間		休業期間中における 業務上の収入の有無			
扶助費支給 基礎額	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害 補償に関する条例第3条第2項（ ）号該当					
扶助費支給 申請額						
備 考						

- 注 1 「扶助費支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること（療養扶助費申請の場合は不要）。
- 2 扶助費申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
- 3 休業扶助費申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
- 4 障害扶助費申請の場合は、医師の意見を付した障害診断書を添付すること。
- 5 遺族扶助費申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
- 6 葬祭扶助費申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
- 7 打切扶助費申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

第7号様式（第6条関係）

物 件 損 傷 報 告 書

医療機関名 _____

物 件 名	損傷の種類	損傷の程度	数 量	単 価	金 額	備 考
合計金額						/

- 注 1 医療機関ごとに記入すること。
 2 物件名欄は、建造物、医療機械、器具及び自動車等を記入すること。
 3 損傷の種類欄は、破壊、破損、汚染及び紛失等の種類を記入すること。
 4 損傷の程度欄は、全壊、半壊、使用不能等など、具体的に記入すること。
 5 備考欄は、損傷等の原因その他参考事項を記入すること。

災害時における医療機器等の供給に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と青森県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における医療機器等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において甲が乙と協力して医療機器等を確保し、迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（医療機器等の供給要請）

第2条 甲は、災害時における医療の確保を図るため、医療機関等に医療機器等を供給する必要があると認めるとき、又は市町村、救護班若しくは医療機関等から供給要請があったとき、乙に対し保有する医療機器等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の範囲）

第4条 供給する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- （1）医療機器
- （2）衛生材料

（供給要請の方法）

第5条 前条に掲げる医療機器等の供給要請は次の事項を明らかにして文書により行うこととするが、緊急の場合には他の方法によることができるものとする。

- （1）品名
- （2）数量
- （3）供給を希望する日時
- （4）供給場所
- （5）その他供給要請に必要な事項

2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、甲は、直接乙の加入協会会員に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

（医療機器等の供給場所）

第6条 乙は、甲が指定した場所に医療機器等を供給するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、日本医療機器販売業協会と連携を強化して広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとし、災害発生時に県内施設で要請事項に対する措置ができない場合は、県外施設から措置するよう努めることとする。また、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の医療機器等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては青森県健康福祉部医療業務課、乙においては青森県医療機器販売業協会事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第10条 甲が、被災した他の都道府県に対する医療機器等の供給応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り、甲に協力するものとする。

(医療機器等の代価の支弁)

第11条 本協定に基づき医療機器等の供給を受けた代価の支弁については、供給を要請した甲又は医療機関等が負担するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日からとし、甲乙いずれかからの申し出がない場合は継続するものとする。

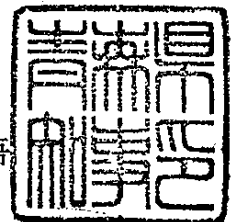
この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、乙は乙の加入協会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成25年3月28日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号

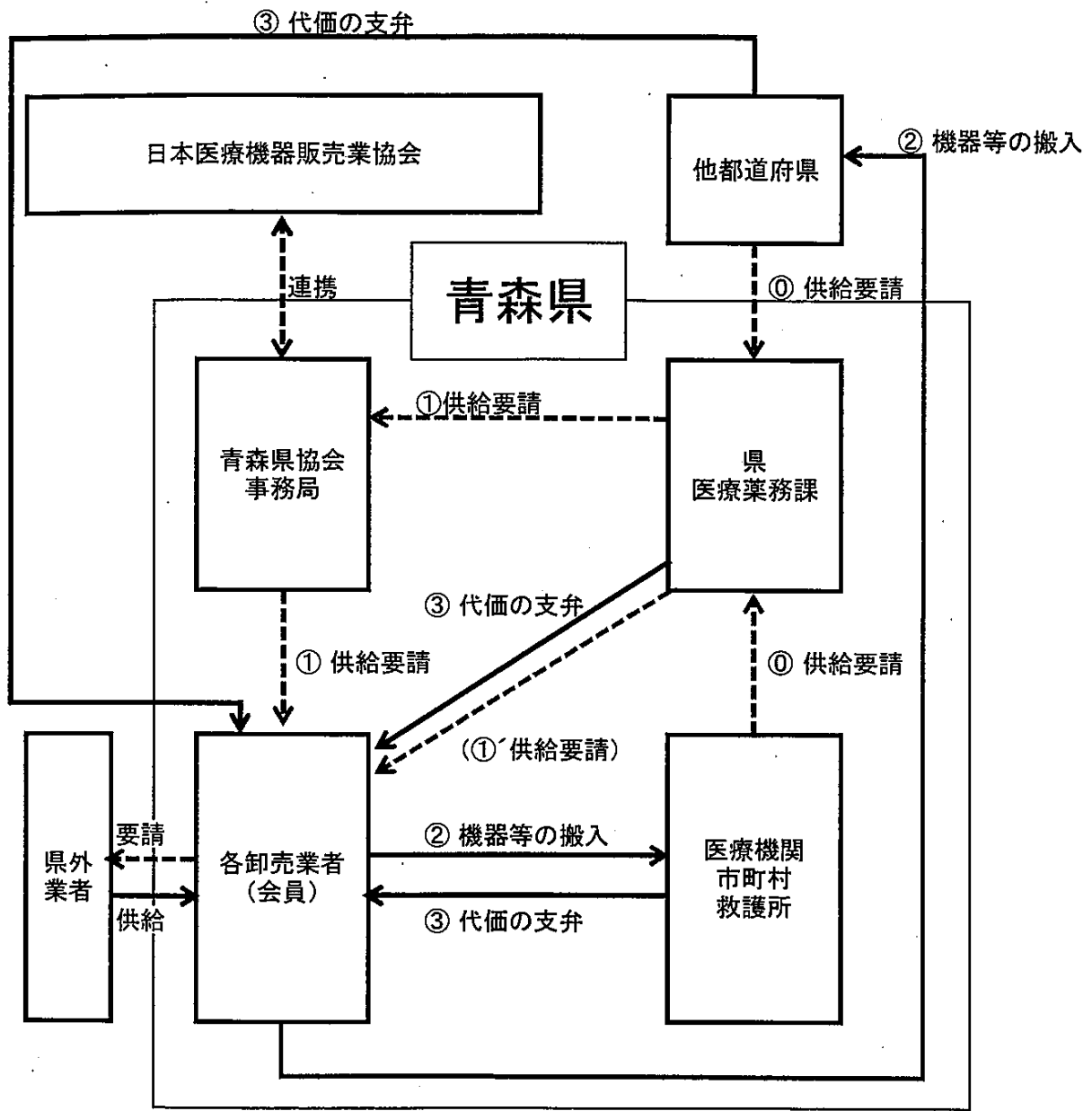
青森県知事 三村 申吾



乙 青森県弘前市神田五丁目8番地5
青森県医療機器販売業協会

会 長 白石 一雄





災害時における医療用ガス等の供給に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部（以下「乙」という。）は、災害発生時における医療用ガス等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において甲が乙と協力して医療用ガス等を確保し、迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（医療用ガス等の供給要請）

第2条 甲は、災害時における医療の確保を図るため、医療機関等に医療用ガス等を供給する必要があると認めるとき、又は市町村、救護班若しくは医療機関等から供給要請があったとき、乙に対し保有する医療用ガス等の供給を要請するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（医療用ガス等の範囲）

第4条 供給する医療用ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 酸素ガス及び液体酸素
- (2) 酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資機材等
- (3) その他甲が指定するもの

（供給要請の方法）

第5条 前条に掲げる医療用ガス等の供給要請は次の事項を明らかにして文書により行うこととするが、緊急の場合には他の方法によることができるものとする。

- (1) 品名
- (2) 数量
- (3) 供給を希望する日時
- (4) 供給場所
- (5) その他供給要請に必要な事項

2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、甲は、直接乙の加入協会会員に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、甲はそれに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

（医療用ガス等の供給場所）

第6条 乙は、甲が指定した場所に医療用ガス等を供給するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、一般社団法人日本産業・医療ガス協会と連携を強化して広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとし、災害発生時に県内施設で要請事項に対する措置ができない場合は、県外施設から措置するよう努めることとする。また、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の医療用ガス等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては青森県健康福祉部医療薬務課、乙においては一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門青森県支部事務局とする。

(被災した他の都道府県への応援)

第10条 甲が、被災した他の都道府県に対する医療用ガス等の供給応援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて、可能な限り、甲に協力するものとする。

(医療用ガス等の代価の支弁)

第11条 本協定に基づき医療用ガス等の供給を受けた代価の支弁については、供給を要請した甲又は医療機関等が負担するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日からとし、甲乙いずれかからの申し出がない場合は継続するものとする。

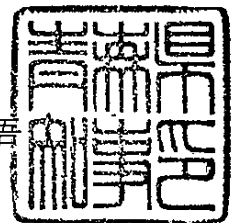
この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、乙は乙の加入協会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成25年3月28日

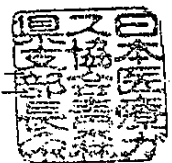
甲 青森県青森市長島一丁目1番1号

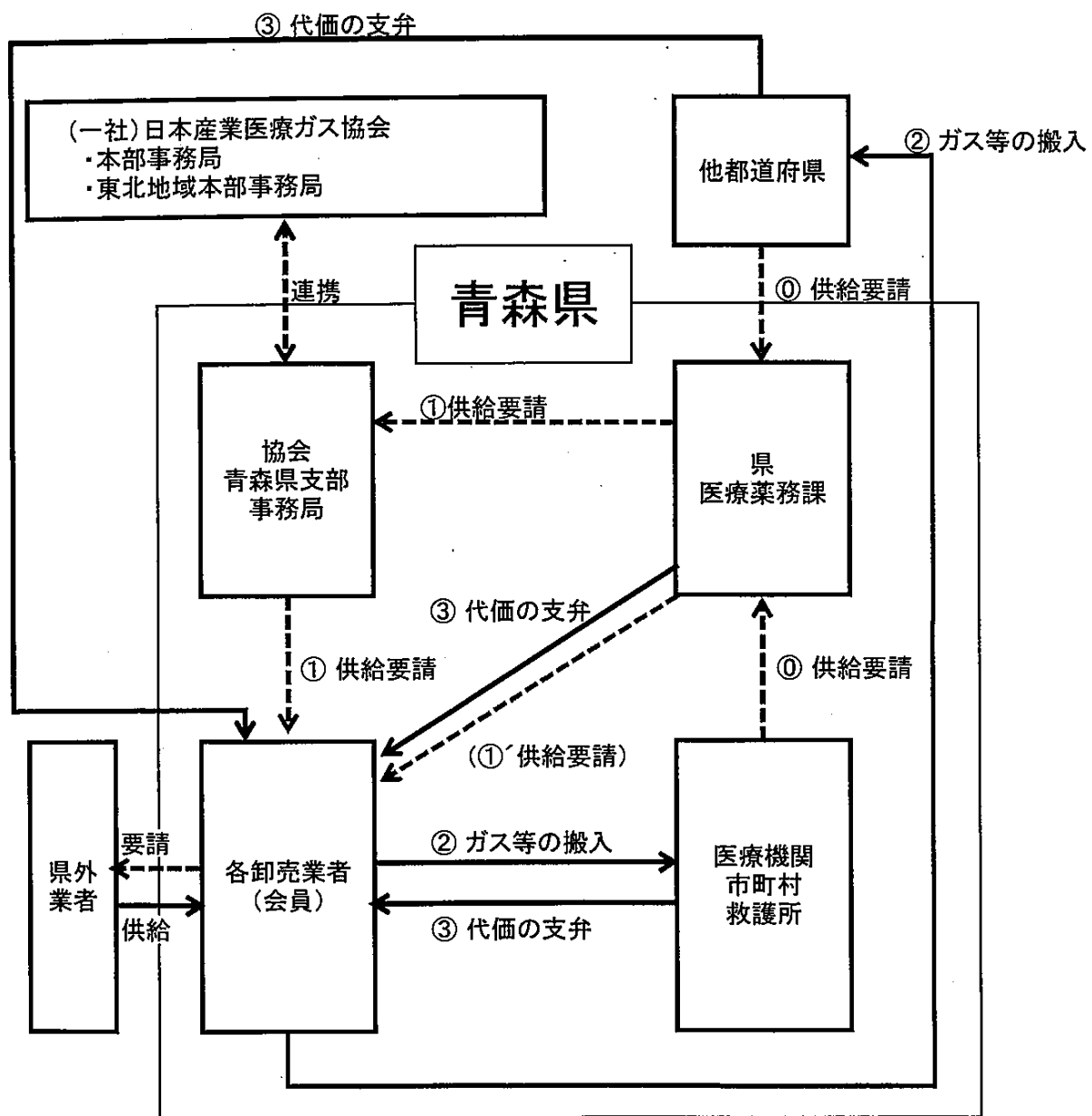
青森県知事 三村 申吾



乙 青森県青森市本町二丁目4番10号
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
東北地域本部医療ガス部門青森県支部

支部長 葛西 信





水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県健康福祉部保健衛生課内におく。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県健康福祉部長とする。

3 救援本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

- (1) 青森県健康福祉部保健衛生課長
- (2) 青森市水道事業管理者
- (3) 弘前市水道部長
- (4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害発生の場所及び状況
- (2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数
- (3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣を指示をするものとする。

2 前条の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援態勢をととのえ被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出勤人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

- (1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。
- (2) 応援資材の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。
- (3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当たっては歩掛等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長その他の議員を置き、青森県健康福祉部保健衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。
- 3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか、必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

水道災害相互応援協定細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、水道災害相互応援協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき水道災害相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(水道災害対策の樹立)

第2条 協定第6条第1項の規定に基づき救援本部長から被災現地の指揮を命ぜられた者は、ただちに被災市町村に直行し、当該水道災害対策責任者と協議して現地の情勢に応じた対策をたてるものとする。

(現地指導技術者としての職員の派遣の要請)

第3条 被災現地の指揮者は、前条の対策を遂行するため必要があると認められるときは、各市町村の水道事業責任者に対し、現地指導技術者として職員の派遣を要請することができる。

(水道事業者及び水道工事業者に対する救援要請)

第4条 被災現地の指揮者は、第2条の対策を遂行するため、あらかじめ登録された水道事業者及び水道工事業者に対して、技術者及び配管技工の救援要請並びに資材、機械器具、運搬給水器具等の現地搬入要請をすることができる。

(応援隊の完全装備)

第5条 協定第6条第2項及びこの細則第3条の規定に基づき応援要請を受けた職員は、完全作業態勢の服装をととのえ、食糧、天幕、寝袋（毛布）、電灯、工具一式、その他衣類日用品等を携行するものとする。

第6条 事務局長は、毎年4月及び10月に各市町村の緊急備蓄資材表及び運搬給水器具並びに水道事業者及び工事業者作業能力調査表を作成し、各市町村に配付するものとする。

2 事務局長は、第3条に規定する現地指導技術者については、あらかじめその名簿を作成して置かなければならない。

(その他の事項)

第7条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、救援対策本部長が定める。

附 則

この細則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、昭和57年9月1日から施行する。

災害時における動物救護活動に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と社団法人青森県獣医師会（以下「乙」という。）とは、青森県動物救護本部設置要綱（以下「要綱」という。）第13条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（救護本部の設置）

第1条 甲及び乙は、青森県域において大規模な災害が発生したときは、青森県動物救護本部（以下「救護本部」という。）の設置についてすみやかに協議を行うものとする。

2 乙は、前項による協議の結果、救護本部を設置する場合、救護本部へ参画するものとする。

（動物救護活動）

第2条 乙は、救護本部が設置された場合、可能な限り誠意を持って動物救護活動（以下「活動」という。）に従事するものとする。

（活動内容）

第3条 前条に規定する活動の内容は、要綱第6条に掲げる事業とし、実施の方法等については、青森県動物救護活動実施要領によるものとする。

（活動終了後の報告）

第4条 乙は、要綱第11条の規定により活動の期間が終了したときは、すみやかにその内容を甲に報告するものとする。

（負担）

第5条 乙は、原則として甲に活動に要する経費負担を求めないこととする。

（損害補償）

第6条 第2条に基づき乙が実施した活動に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、次に掲げる場合を除き、甲が負担するものとする。

（1）乙の故意又は重大な過失による場合

（2）当該災害につき、乙の当該従事者が他の法令により、療養その他の給付若しくは補償を受けることができる場合

（3）当該災害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合

(4) 当該損害が第三者の行為による場合であって、当該第三者から損害補償を受けることができる場合

(連絡体制)

第7条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあつては健康福祉部保健衛生課、乙にあつては乙の事務局とする。

(細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に細目に定める。

(協議)

第9条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定の適用期間は、平成22年2月10日から平成23年3月31日までとする。

ただし、協定期限の満了日までに、甲ないし乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年2月10日

甲 青森市長島1丁目1-1
青森県知事

乙 青森市松原2丁目8番2号
社団法人青森県獣医師会
会 長

災害時における動物救護活動に関する協定細目

(趣旨)

第1条 災害時における動物救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第8条の規定に基づき、青森県（以下「甲」という。）及び社団法人青森県獣医師会（以下「乙」という。）が協定の実施に必要な事項を定める。

(被災地域への派遣)

第2条 乙は、協定第1条の規定により青森県動物救護本部が設置された場合、会員のうちから必要と認められる人数を動物救護活動に従事させるため被災地域に派遣するものとする。

(被災地域における被災動物の健康管理支援)

第3条 協定第3条の規定による乙の活動は、以下のとおりとする。

- (1) 市町村等が設置した避難所等に避難した被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療、伝染病予防ワクチンの接種を行う。
- (2) 青森県動物愛護センターで一時的に保管されている被災動物の健康管理について、甲から協力を求められた場合には、被災動物の健康診断を行い、必要に応じて治療を行う。

(活動終了後の報告)

第4条 協定第4条の規定による乙の報告は、以下の事項を記載した文書により行うものとする。

- (1) 活動を行った期間
- (2) 活動を行った内容
- (3) 前各号に掲げるものの他、必要な事項

(被災動物の治療)

第5条 第3条により乙が行う治療の対象は、災害に起因する外傷及び心因性疾患等とし、手術や入院を含む治療の方法及び予後の管理方法等については、治療に当たった獣医師が、飼養者等と協議の上で判断するものとする。

(経費)

第6条 第3条により乙が行った治療及び伝染病予防ワクチンの接種に関しては、治療に要した検査、薬剤及び器具等に係る経費について、救済基金から支出できるものとする。

2 治療に当たった獣医師等への手当は原則として支給しないこととする。

(救済基金からの支出の方法)

第7条 前条第1項の規定による支出については、協定第4条の規定により乙から報告された活動内容に基づき、青森県動物救護本部設置要綱第8条で規定する救護本部会議で決定するものとする。

(損害補償の額)

第8条 協定第6条に規定する損害補償の額については、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和38年1月青森県条例第3号）に準じるものとする。

附則 この協定細目は、平成22年2月10日から施行する。

災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と青森県葬祭事業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、青森県内において地震、風水害その他災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害が発生した市町村（以下「市町村」という。）から甲に対して棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、甲と乙及び丙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力業務）

第2条 本協定において、甲が乙及び丙に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体の搬送
- (3) その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

（協力の要請）

第3条 甲は、市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合等は、丙に対して直接協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請を行う場合は、原則として文書によるものとし、市町村から甲への要請は様式第1号により、甲から乙又は丙への要請は様式第2号により行うものとする。ただし、急を要するときは、口頭などで要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 乙は、甲から要請を受けたときは、必要に応じて丙に対して協力を求めることができる。

4 協力要請する棺及び葬祭用品は次の各号のとおりとする。

- (1) 桐棺（内張付き、納棺用品一式含む）
- (2) ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- (3) 骨つぼ等その他必要な用品

(要請に対する措置)

第4条 乙及び丙は、甲から前条の要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を取るとともに、応諾の有無を速やかに甲に通知するものとする。

2 甲は、乙及び丙から応諾状況の通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙及び丙は、第3条第1項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

(報告)

第6条 乙及び丙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を様式第3号により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び丙が実施した協力業務に要した費用は、甲又は協力を要請した市町村が負担するものとする。ただし、災害救助法が適用される場合はこれに基づくものとする。

(守秘義務)

第8条 乙及び丙は、協力業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲は青森県健康福祉部医療業務課長、乙は青森県葬祭事業協同組合理事長、丙は全日本葬祭業協同組合連合会長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義の生じた事項については、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

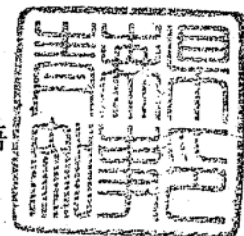
第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙丙いずれからも文書をもって協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年 2月 2日

甲 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県知事 三村 申吾



乙 青森県青森市古川二丁目3番23号

青森県葬祭事業協同組合

理事長 清藤 哲夫



丙 東京都港区港南二丁目4番12号

港南YKビル4階

全日本葬祭業協同組合連合会

会長 松井 昭憲



様式第1号（協定第3条第2項関係）

平成 年 月 日
第 号

青 森 県 知 事 殿

市（町、村）長

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力について

このことについて、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力をお願いします。

担 当 者	所 属	部	課
	職・氏名		
	連絡先	電 話	
		F A X	
口頭による 要 請 日 時	年 月 日 時 分 ころ		
要 請 理 由			
要 請 内 容 (用品名、サイ ズ、数量、搬 送先等)			
履 行 場 所			
履 行 期 日 又 は 期 間			
備 考			

様式第2号 (協定第3条第2項関係)

青 医 第 号
平成 年 月 日

青森県葬祭事業協同組合理事長 殿
(全日本葬祭業協同組合連合会長)

青 森 県 知 事

災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力について

このことについて、災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

担 当 者	青森県	所 属	青森県	部	課
		職・氏名			
		連絡先	電 話		
			F A X		
担 当 者	市町村	所 属	青森県	部	課
		職・氏名			
		連絡先	電 話		
			F A X		
口頭による 要 請 日 時	年 月 日 時 分 ころ (市町村からの受理日時 年 月 日 時 分 ころ)				
要 請 理 由					
要 請 内 容 (用品名、サイズ、数量、搬送先等)					
履 行 場 所					
履 行 期 日 又 は 期 間					
備 考					

様式第3号（協定第6条関係）

第 号
年 月 日

青 森 県 知 事 殿

青森県葬祭事業協同組合理事長
（全日本葬祭業協同組合連合会長）

業 務 実 績 報 告 書

平成 年 月 日付け青医第 号で協力要請のあった業務に関する実績について、災害時等における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

実施業務内容		
従事者氏名	別添名簿のとおり	
履行の場所		
履行期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日	
報告担当者	所属・氏名	
	連絡先	電話 FAX
備考		

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

青森県（以下「甲」という。）と青森県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における要配慮者等への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他関係法令、青森県地域防災計画等に基づき甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で「大規模災害」とは、災害救助法の適用を受ける地震、津波、風水害、原子力災害等の災害をいう。

2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難生活で特に配慮が必要な者
- 二 障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活で特に配慮が必要な者
- 三 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- 四 乳児及びその保護者
- 五 妊産婦及びその介助者
- 六 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲又は市町村が特に配慮が必要と認める者

（協力の範囲）

第3条 甲の要請に基づき乙が協力する業務の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が対応可能なものとする。

- 一 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- 二 乙の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送
- 三 前各号の業務に係る乙の組合員等との調整

（協力の要請）

第4条 甲は、要配慮者等への支援を行うに当たり、前条に掲げる乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

3 乙は、前項の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、要請に応じるものとする。